

因島南中学校同窓会会則（案）

第 1 章 総 則

第 1 条 本会は因島南中学校同窓会と称する。

第 2 条 本会は、同窓会員相互の親睦を図るとともに、母校である因島南中学校の発展、並びに地域の発展に貢献することを目的とする。

第 3 条 本会は、土生中学校・三庄中学校・田熊中学校（旧因南 3 中学校）の同窓会を発展的に解消し、新設された因島南中学校を母校とした同窓会に一本化したものであり、旧因南 3 中学校の同窓会の歴史や精神性を、敬意をもって引き継ぐものである。

第 2 章 組 織

第 4 条 本会は、次の会員をもって組織する。

- 1 通常会員 母校並びに旧因南 3 中学校の卒業生及び在籍経験のある者のうち、希望者
- 2 名誉会員 母校並びに地域の発展に著しく貢献した者のうち、総会で承認された者
- 3 特別会員 母校の現在教職員
- 4 客 員 母校並びに旧因南 3 中学校で勤務したことがある教職員

第 3 章 事 業

第 5 条 本会の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 総会、各種交流会の企画運営
- 2 母校教育活動の支援、母校教育事業の後援
- 3 その他、本会の目的達成に資する活動

第 4 章 役 員

第 6 条 本会に、次の役員を置く。

会 長	1 名	副 会 長	若干名
事 務 局 長	1 名	事 務 局 長 補 佐	1 名
会 計	1 名	会 計 監 査	2 名以内
参 与	因島南中学校長・会長が必要と認める者		

- 1 会長、副会長、事務局長、事務局長補佐、会計、会計監査は総会で選出する。
- 2 役員任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- 3 役員に欠員を生じたときは、他の役員が兼務する。

第 7 条 役員職分は、次のとおりとする。

- 1 会長は、会務を処理し、本会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは代行する。
- 3 事務局長及び事務局長補佐は、会長の指示により会の運営に関する事務を処理する。
- 4 会計は、会長の指示により庶務会計を処理する。
- 5 会計監査は、会計処理の適正さを監査する。
- 6 参与は、総会・役員会においてアドバイザーを務めるほか、会長の諮問に応ずる。

第 5 章 会 議

第8条 会議は総会、役員会とする。

第9条 総会は、本会の最高機関であり、原則年1回開くものとする。総会の決議は、出席会員の2分の1以上の賛同を得なければならない。また、必要あるときは臨時総会を開くことができる。

第10条 次に掲げる事項は、総会の決議を必要とする。

- 1 任期满了に伴う役員改選に関する事項
- 2 会則の変更に関する事項
- 3 収支予算並びに決算に関する事項
- 4 財産処分に関する事項
- 5 名誉会員に関する事項

第 6 章 会 計

第11条 本会の会計年度は、毎4月1日から翌年3月31日までとし、会計に関する報告は総会で行うものとする。

第12条 本会の経費は、因島南中学校卒業生の入会金（1,000円）及び寄付金をもって当てる。

第13条 本会の目的遂行のために必要と認められる会議の費用は、本会会計から補助することができる。ただし、懇親会等の親睦に関わる経費は、出席者の自己負担とする。

第 7 章 細 則

第14条 本会の運営について必要な細則は、別に会長が定める。

附 則

- 1 この会則は、因島南中学校同窓会設立総会の日から施行する。